

薬食発 0324 第 2 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正について

「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 105 号) が年 3 月 24 日に公布され、「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成 20 年厚生労働省告示第 374 号) が別添のとおり一部改正されましたので、下記について御了知いただき、管下の関係業者等に対する周知徹底と指導に遺漏のないようお願ひいたします。

記

1. 改正の内容

沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1 株) 及び乳濁細胞培養インフルエンザ HA ワクチン (H5N1 株) については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととした。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定) に定める海外発生期の以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができ次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定している。

2. 適用期日

公布日 (平成 26 年 3 月 24 日)





(号外) 独立行政法人國立印刷局

目次

〔政令〕

- 貸金業法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(七一)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七二)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(七四)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七五)

- 貸金業法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同二一)
- 預防接種実施規則の一部を改正する省令(同二二)
- 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令(同二三)

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現金相当額の計算方法を定める件(同九四)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法を定める件(同九五)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法を定める件(同九六)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率を定める件(同九七)

- 薬事法第四十三条规定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一〇二)
- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(同一〇三)
- 薬事法第四百三十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一〇四)
- 薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件(同一〇五)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件

- 貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)

〔府令〕

- 貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)

三

三

三

三

(厚生労働九三)

(厚生労働二〇)

(厚生労働二一)

(厚生労働二二)

(厚生労働九四)

(厚生労働九五)

(厚生労働九六)

(厚生労働九七)

(厚生労働九八)

(厚生労働九九)

(厚生労働一〇〇)

(厚生労働一〇一)

四

四

四

四

(厚生労働・経済産業・環境二)
本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。(厚生労働・経済産業・環境二)
以下次のページへ続く(厚生労働・経済産業・環境二)
以下次のページへ続く(厚生労働・経済産業・環境二)
以下次のページへ続く

五

五

五

五

六

六

六

六

○厚生労働省告示第百四号
英子去（昭和三十五年法事第百四十五号）第四十三条第一項、葬事去施行令（昭和三十六年政令第

大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のよう改正する。
十一号）、第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）、第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働

沈降細胞培養インザワクチン(株) (H5N1)	中間段階	1 一元放射免疫遮蔽試験法を用いるとき。 280,600円	1 一元放射免疫遮蔽試験法を用いるとき。 内液が10mLであるとき。 1本
1本	小分段階	9本 159,500円 小分製品につき 内容液が10mLであるとき。	2 HA含濃試験法を用いるとき。 第2分画プール液につき 1袋0.5mL入りのもの1本

1の生物学的製剤の表乳濁A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)の項の次に次のようだ
加える。

1	専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 スクワレン合併試験及びトコフェロール合併試験を省略する場合にあっては、97,800円を減じた額とする。
(1)	一元放射免疫散弾試験法を用いるとき。
	457,100円
(2)	HA 合併試験法を用いるとき。
	317,700円
2	専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン合併試験及びトコフェロール合併試験を省略する場合は、当該試験を省略する専用混和液の製造番号1瓶前につき97,800円を減じた額とする。
(1)	一元放射免疫散弾試験法を用いるとき。
	601,700円
1	専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 抗原剤につき 内浮遊が2.5mLであるとき。 13本 専用混和液につき 内浮遊が2.5mLであるとき。 7本 ただし、スクワレン合併試験及びトコフェロール合併試験を省略する場合にあっては、3本を減じた本数とする。
2	専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。 抗原剤につき 内浮遊が2.5mLであるとき。
17本 専用混和液につき 内浮遊が2.5mLであるとき。	

(2) HA 合成試験法を用いるとき。

162.290行
3 専用混和液が3種類の製造工程のもので構成されるとき。(ただし、スクワレニン酸試験を除びトコフェロール含有量を省略する場合)

製造番号ごとに7本
ただし、スクワレン含油試験を行った場合にあつては、当該試験結果を示す記載する。製造番号の事由説明書を示す。3本を算出した本数とする。
専用墨と油が3種類の製造番号のもので購入されるとき。
抗原剤について
内容量が25mLであるとき。

21本 専用混和液につき

内容量が2.5mLであるとき、
製造番号ごとに7本

ただし、スクワレン合試験等の試験を受けてトコフエロール等の試験を受けておらず、当該計画には該当しない。

この問題にあつては、三段試験を省略する製造部門の半期混和油につき3本を讀じた本題とする。

株) (最終段階) の日の次に次

路)

四庫全書

H5N1型の③④②

(H1N1株) の目の次に次の

亨利四世

によるものとする。ただし、3

生物の製剤は、これに適することができる。

第三項の規定に基づき、憲事法

生労働大臣が指定する医薬品
十四号) の一部を次のように

厚生労働大臣 田村 嘉一

沈降インフルエンザワクチン(H5)

皮ひ乳濾細胞培養インフル